

確定申告

令和7年分

令和8年2月



所得税と市・道民税の申告をしましょう

問合せ先 税務課 市税係 27-7138

下記の日程で所得税の確定申告及び市・道民税申告を行います。

申告日程、受付時間、裏面に記載の申告に必要なものをよく確認のうえ申告してください。

風邪症状や発熱のある方は後日あらためて来場していただくようお願いします。

申告日程 ~ 混雑をさけるため、なるべく指定した地域で申告してください

期日	受付時間	申告対象地区	申告会場		
2月	16日 (月)	9:30 ~ 14:00	上芦別町(さつき団地・桜町・旧明治・上芦別公園通り・駅市街・上芦別多目的研修センター・駐在所・啓成中通付近)	上芦別生活館	
	17日 (火)	9:30 ~ 11:00	野花南町・泉	野花南生活改善センター	
	18日 (水)	9:00 ~ 15:00	上芦別町(上芦分岐点・木工団地・ひぐらし・なまこ山・若葉・元町・西山通付近)	啓南多目的研修センター	
	19日 (木)	9:00 ~ 15:00	上芦別町(啓南団地・あかね・草笛・かりがね・雇用促進・あかしや)		
	20日 (金)	9:30 ~ 11:00	頼城町・緑泉町・川岸・青木沢	頼城多目的研修センター	
	21日 (土)				
	22日 (日)				
	23日 (月)				
	24日 (火)	9:00 ~ 16:00	北1条東西・北2条東西・駅周辺	13時以降は 市内全域対象	総合福祉センター ふれあいホール
	25日 (水)	9:00 ~ 16:00	北3条西・黄金町・豊岡町・新城町・西芦別町・中の丘町・東頼城町・上芦別町(啓南橋付近)		
26日 (木)	9:00 ~ 16:00	北3条東・北4条東西			
27日 (金)	9:00 ~ 16:00	北5条東・北5条西1・旭町・旭町油谷			
28日 (土)					
3月	1日 (日)				
	2日 (月)	9:00 ~ 16:00	北5条西2・北5条西3	13時以降は 市内全域対象	総合福祉センター ふれあいホール
	3日 (火)	9:00 ~ 16:00	北5条西4・北5条西5		
	4日 (水)	9:00 ~ 18:00	南1条・南2条・南3条		
	5日 (木)	9:00 ~ 16:00	北6条西5・北7条・常磐町・福住町		
	6日 (金)	9:00 ~ 16:00	北6条東・北6条西1・北6条西2・北6条西3・北6条西4		
	7日 (土)				
	8日 (日)				
	9日 (月)	9:00 ~ 16:00	本町(三角山・秀岳寺付近・芦別白光舎付近)	13時以降は 市内全域対象	総合福祉センター ふれあいホール
	10日 (火)	9:00 ~ 16:00	本町(市立病院・緑ヶ丘団地・ひばり団地・大照寺付近)		
11日 (水)	9:00 ~ 16:00	市内全域対象			
12日 (木)	9:00 ~ 18:00	市内全域対象			
13日 (金)	9:00 ~ 16:00	市内全域対象			
14日 (土)					
15日 (日)					
16日 (月)	9:00 ~ 12:00	市内全域対象		総合福祉センター ふれあいホール	

令和7年分確定申告から「利用者識別番号」が必要です。

番号の取得が完了していない場合は右のQRコードにて、申告前に事前取得をお願いします。
詳細は市ホームページをご確認ください。



申告が必要なかた

次のいずれかにあてはまるかたは、申告が必要です

- ① 給与所得のかたで年末調整を受けていないかた（会社で年末調整されたかたは申告不要です。）
- ② 2か所以上から給与、年金を受けているかた（令和7年分の源泉徴収票が2枚以上あるかた）
- ③ 事業収入（営業収入、農業収入）のあるかた、その他雑所得のあるかた
- ④ 土地（田畑・駐車場等）、建物の貸付けによる不動産収入があるかた
- ⑤ 郵便局や生命保険会社から支払われる定期年金、保険などの満期金・一時金があるかた
- ⑥ 給与収入はあるが、会社（事業主）から給与支払報告書が芦別市へ提出されていないかた
- ⑦ 令和7年中、収入がなかったかた（無収入のかた、仕送りや預貯金で生活しているかたなど）
- ⑧ 失業保険、労災保険を受けているかた
- ⑨ 市外に居住するかたの扶養になっているかた

申告に必要なもの ※ 印鑑は必要ありません

① マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び身元確認書類

マイナンバーカードをお持ちの方

・マイナンバーカードのみ

マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類

・マイナンバー通知カード
・マイナンバー記載の住民票等
などのうちからいずれか1つ

身元確認書類

・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳
など顔写真つきの身分証明等(有効期限内のもの)
・税務署から送られてきた申告書、案内ハガキ
などのうちからいずれか1つ

② 所得計算に必要なもの

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・生命保険などの満期に伴う通知書
- ・営業所得、不動産所得等の場合は、作成された収支内訳書

※ 営業、外交員、不動産等による所得があるかたは、**あらかじめ収支内訳書の作成が必要です。**
(各用紙は、市税係窓口または申告会場にあります。)

- ③ 社会保険料の領収書（任意継続・国保・介護保険・国民年金・後期高齢者保険等）
- ④ 生命保険料・地震保険料等の控除証明書（領収書では申告は受けられません）
- ⑤ 医療費控除を受けられるかたは、あらかじめ医療費控除の明細書の作成が必要です。
セルフメディケーション税制による医療費控除を受けるかたは、医薬品の領収書のほか、令和7年中に行われた予防接種、がん検診、健康診断などの領収書または結果通知表などをご持参ください。医療費控除に必要な用紙は、市税係窓口及び申告会場に用意しています。
- ⑥ 障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳（令和7年12月31日現在お持ちのかた）

令和7年12月31日現在、65歳以上で介護認定(要介護1～5)を受けているかたは、障害者手帳等をお持ちでなくても、障害者控除を受けられる場合があります。事前に申請する必要がありますので、詳細は芦別市役所介護高齢地域包括支援係（TEL 0124-27-7752）へお問い合わせください。

- ⑦ 金融機関名、支店名、口座番号、または郵便貯金の口座番号（所得税の還付を受けられるかた）
- ⑧ 昨年の確定申告書の控え（お持ちのかたのみ）

e-TAX(電子申告)について

申告会場は混み合いますので、自宅等から申告書の作成・提出をお願いします。
国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」では、スマホ等から申告書等を作成し、e-TAXで提出することができます。詳細は右のQRコードから確認できます。



確定申告特集ページ

芦別市の申告会場で受付できないもの

住宅ローン控除の初回の申告、青色申告者（芦別市農民協議会会員を除く）、土地・株式等の譲渡所得、山林所得、商品先物取引等の所得があるかた、または繰越損失、雑損控除のあるかたの申告は受付できません。滝川税務署の申告会場では事前予約が必要となります。事前予約は国税庁公式LINEまたは滝川税務署へお願いいたします。

税務署への相談が不要な場合は、申告書等を札幌国税局業務センター（〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎）へ直接送付してください。

令和8年3月16日まで市役所の市税係窓口では申告を受け付けておりませんのでご注意ください。